事例番号 141 小さな町の大いなる挑戦(熊本県氷川町・宮原地区)

1. 背景

氷川町は熊本県のほぼ中央、熊本市からは南に約30kmの地点(八代地域の北部)に位置する人口1万4千人弱のまちである。東に九州山地、西に八代海を望み、温暖な気候と肥沃な土地、豊かな水と緑に恵まれた風光明媚な地にある。稲作のほか、ナシ(吉野梨)、晩白柚、イチゴ、トマト、ミカン、ザボン、い草(畳表)、バラ等の栽培が盛んであるが、同町の中心集落は江戸時代に薩摩街道の宿場町としても栄えたことから、商業も盛んである。

この地の歴史は古く、古墳時代から「火の邑」として栄え「火の国発祥の地」「火の君の里」とされている。その史実を示すかのように市内には「野津古墳群(国指定史跡)」や「大野窟古墳(県指定史跡)」等の多数の文化遺産が点在する。一方、「氷川町」自体は2005年10月に旧竜北町と旧宮原町とが合併して誕生した新しいまちである。両町の境には東から西へ氷川(二級河川)が流れるが、北側が旧竜北町、南側が旧宮原町である。氷川は古くは火の川と呼ばれており、火打ち石(石英の一種)を多く産する。

本事例でとり上げる旧宮原町(現在は宮原地区と呼ばれている)は 1989 年(明治 22 年)に宮原町、宮原村、早尾村、今村、立神村、栫村が合併して誕生したまちである(なお、1955 年にいくつかの町が編入されている)。宮原地区の経済は農業と商業とに支えられてきたが、農業は日本経済全体の産業構造の変化から戦後大きく縮小し、地区の経済規模縮小の大きな要因となってきた。一方、商業も消費の多様化・高度化の中で立ち遅れを余儀なくされてきたが、最近では地区の中心から 7kmのところに大型店が立地し、その影響が中心商店街に激しい影響をもたらしている(特に衣料品)。地元のスーパーは日曜日は閉めるようになり、商店街ではシャッターが増えてきた。

人口面では、それ程大きな減少は見られなかったが(1965 年 5,884 人、1970 年 5,527 人、1980 年 5,362 人、1990 年 5,480 人、2000 年 5,004 人)、核家族化が著しく進んだ(一世帯あたり人口 1965 年 4.3 人、1990 年 3.6 人、2000 年 3.3 人)。それは、宮原地区が住宅地としての人気が高いためである。宮原地区は、熊本市まで JR で 30 分、自動車で 50 分、八代市まで JR で 2 駅、自動車で 15 分という距離にある。上下水道はほぼ 100%整備されており、自然も豊かで、居住環境が良い。このようなことからアパートは 100%埋まっており、住みたいという希望は多いが空きがない。そして居住者の多くは町の外に通勤している(熊本市が 7~8 割、残りは八代市)。今や宮原地区の経済を主に成り立たせているのは農業よりも町外での勤労者という状態になっている。

人口の年齢構成の面では高齢化が進んでいる(高齢化率は約28%)。住宅地としての人気が高くても人口は減少傾向であり、高齢者世帯が増えているからである。

以上のような様々な現象を背景に、宮原地区では人びとのまちへの関心は著しく低下していった。そして、行政と住民との間の距離が開いていった。これに危機感を募らせたのは、町役場(現在は宮原振興局)側であった。そこから新しいまちづくりの動きが始まった。





氷川町の位置 (資料:氷川町)

2. 目標

「宮原町を守り磨き上げるまちづくり条例」(2003年1月1日施行)を受け継いだ「氷川町を守り磨き上げるまちづくり条例」(2005年10月1日施行、宮原地区にのみ適用)第7条第1項には、「まちづくりの理念」として次の3つの「まちづくり尺度」が掲げられている。すべてのまちづくりはこの尺度によりその方向性や具体的な施策、行動を決めて推進していくと同項に規定されている。

(1) 火の心

火の国発祥の地として、赤い炎のようなまちづくりへの情熱を持ち、子供から高齢者まで、すべての町民同士がまちへの想いを語り合い、それぞれの意見を尊重し、ひとつひとつのまちづくりの動きをつくっていくような、町民主役のまちづくりの火を灯し続けること。

(2) 水の心

氷川の水に育まれた町にとって水は切っても切れない存在であり、町の健康を映し出す鏡である。町の風土の中でじっくりと根を生やした暮らしを考える延長線上に、地球に住む人間として、世界に誇れる水の循環を守る暮らしを大切にすること。

(3) 里山の心

町内にある里山はかつて暮らしと密接にかかわり、人間と自然との最も豊かな関係を築き上げてきた。そこにある自然との共生の心と、ひとつひとつの命の輝く個性を大切にしていく知恵を学び活かしていくこと。

また、同条第2項には次のように「公園のようなまちづくり」を目指すと規定されている。

町の宝である豊かで多様な自然環境を守り、育み、子供から高齢者まで、すべての町民が安心して住みつづけていくための生活環境、文化環境を創造し、町全体が緑豊かでやすらぎを感じる公園のようなまちづくりを目指すものとする。

1995 年に町長に就任した平岡氏は「住民主体のまちづくり」「自然環境保全」「全町公園化構想」を掲げたが、以上の理念はこれらの精神を総合した表現になっている。

3. 取り組みの体制

「氷川町を守り磨き上げるまちづくり条例」第17条第1項に「まちづくりの推進体制は、まちづくり審議会、まちづくり情報銀行、まちづくり支店長会議、まちづくり支店及びまちづくり地区会議により構成するものとする」と規定されている。それぞれの組織は条例又は同施行規則に以下のように規定されている。

「まちづくり審議会」(条例)

- 第 18 条 町長は、まちづくりに関する重要事項を調査審議するため、氷川町まちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、この条例において審議会の議に基づくものと規定される事項のほか、町長の指定する政策課題に関する事項につき、町長の諮問に応じて調査審議する。
- 3 審議会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱した委員 15 人以内で組織する。
 - (1) 知識経験を有する者
 - (2) その他町長が適当と認めた者

「まちづくり情報銀行」及び「まちづくり支店」

(条例)

(まちづくり拠点)

第 13 条 まちづくり活動の拠点として、町は、まちづくり情報銀行を設置し、地区は、まちづくり情報銀行の支店(以下「まちづくり支店」という。)を設置することができる。

(まちづくりへの参加)

- 第 14 条 町は、まちづくり情報銀行を中心として、まちづくり施策の策定から実施、その評価まで町民の参加を図り、まちづくりを推進していくものとする。
- 2 町は、各世代、各層の多様な参加を図るため、全町的な呼びかけとともに、町内にある各種団体、グループに対しての呼びかけを行い、町民参加の機会を提供するものとする。
- 3 町は、町外に居住する氷川応援団(町にとって必要な人、氷川町を愛する人及び氷川町 のまちづくりの担い手となる人をいう。)の広がりを目指して、まちづくりへの多様な参加の 機会を創出するものとする。

(地区のまちづくり)

- 第 15 条 地区のまちづくりは、地区の独自な住み良いまちづくりを目指し、まちづくり支店が中心となって、総合振興計画に示す地区別計画(以下「地区別計画」という。)に基づき、町民自らが主体的に推進していくものとする。
- 2 町は、地区のまちづくりに則した行政施策を推進する。

(地区別まちづくり実施計画)

- 第 16 条 まちづくり支店は、地区別計画に則した具体的なまちづくり施策の推進のため、地区別まちづくり実施計画を策定し、町長に提出することができる。
- 2 町は、地区別まちづくり実施計画に基づく、まちづくり支店の自主的なまちづくり施策推進のため、技術的支援、資金的支援その他支援を行うものとする。

「まちづくり支店長会議」(施行規則)

- 第5条条例第17条第1項に規定するまちづくり支店長会議(以下「支店長会議」という。) は、各地区の支店長をもって組織する。
- 2 支店長会議は、支店経営補助金の審査、まちづくりの検討及び情報交換の場とする。

「まちづくり地区会議」(施行規則)

- 第6条 条例第17条第1項に規定するまちづくり地区会議(以下「地区会議」という。)は、地区の全住民を対象としたまちづくりの会議とする。
- 2 地区会議は、区長又は支店長により招集する。

4. 具体策

(1) まちづくりの意識改革

宮原地区の行政区域は明治に旧宮原町が成立してからは大きな変化がなかったため、地区の一体感は保たれてきたようであるが、それでも1990年代初頭には地域に関心を持たない人が増えていた。行政がまちづくりをほとんど取り仕切っていたことがその背景にあるという。総合計画は行政職員の作文にすぎず、町民の意見はアンケートで採り入れる程度であったので、住民が望むことと行政がやることとの乖離が生じていたともいう。そのため、住民の間には行政がつくったものは行政が勝手にやったらどうかという雰囲気が強くなっていた。

このような状態であることに行政の側の危機意識が高まり、まちの運営を本来の自治の姿に戻さなければならないという考えが町長や職員の間で強くなった。そして、町役場の有志 5 名が「KNIFE」(5名の名字の頭文字)というグループを結成し、役所仕事の改革に取り組み始めた。

しかしながら、行政の間には依然として「まちづくりとは何か新しいものをつくることだ」という意識が強かった。それを変える契機となったのが旧国土庁からの地域振興アドバイザーの派遣である。町ではまちおこしのため、立神峡に「日本一のローラースライダー」を建設する計画を進めていた(農業構造改善事業として実施されていた公園整備の一環)。それを実現するための助言をアドバイザーから得ようというのが町の当初の目論見であった。そして 1991 年から 92 年にかけて派遣された 3 名のアドバイザーは、その計画を潰すべきだと直感した。しかしあえてそれには触れず、宮原の「火の国発祥の地」の由来や「火打ち石」の在り処、「晩白柚(ばんぺいゆ、柑橘系の果物)」のルーツ等、地域資源の見直しを示唆する質問をした。はじめはそれに反発していた「KNIFE」も次第に地域資源の大切さを実感するようになり、アドバイザーと連携してさまざまなワークショップ(地域の宝探し等)を展開し、まちづくりに関する意識を改革していった。この活動には町の内外の多くの人が関わった(地域住民や外部からの学生等)。そして、その活動を通じて、「まちづくりとは何か新しいものをつくることではなく、地域の宝を見つけてそれを磨き上げていくことである」という本来の考え方が広がっていった。また、そのような本来のまちづくりは住民が主役になって行うものだという意識が根付いていった(なお、「KNIFE」の活動の最盛期は 1992 年~1997 年頃であり既に解散している。当時のメンバーは既に課長になっている)。

(2) まちづくりの体制の整備

① 拠点の整備

住民主体でまちづくりを進めようという気運が高まったものの、その議論をするための場所としては町役場の庁舎はとても使いにくいものであった。大勢の住民が話し合うための広い場所がなく、また、用事が終わるとすぐに帰らなければならないという雰囲気があった。一方、そのような町役場とは道路をはさんだ反対側に2つの建物があった。

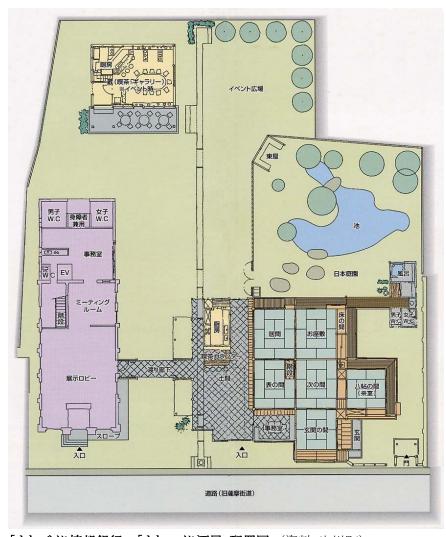
ひとつは、旧肥後銀行宮原支店(その前身は井芹銀行)の建物である。これは町が1993年に買収していた。その隣に民家(井芹家が取得し、明治23年まで造り酒屋を営む)の建物があった。その民家については町で管理してくれないかという話が所有者からあった(台風で被害を受けて経済的に維持することが難しくなっていたため)。そこで1995年に引退した森田町長が最後の予算(1995年度)にその買収費を盛り込み、2つの建物をあわせてまちづくりの拠点にする方針を打ち出した。後継の平岡町長は町職員時代からまちづくり拠点の重要性を認識していたのでその考えを引き継いだ。

これらの建物を一般に開放してまちづくりに活用することは、住民のワークショップで決定された。 銀行を情報の発信拠点に、酒屋を文化の交流拠点にすることとし、それぞれの施設の名称を「まちづくり情報銀行」及び「まちつくり酒屋」とした(コンサルタント(計画技術研究所寺川氏)の発案、1995年)。銀行の建物は利用するにあたって増築した。

「まちづくり情報銀行」は、町の人々から情報を集め蓄積する機能とともに、まちづくりに関する情報を発信する機能を持つ施設である(1階には事務局、情報センター、サロン、会議の場、2階には会議、作業、研修、情報公開の場がある)。ここに1996年、町企画課を改組した企画調整課(6名)を置き、まちづくりの拠点とした。なお、少人数の企画調整課を支援するために町職員有志による「MMF(宮原まちづくりファンド)」が結成されている。

「まちつくり酒屋」は江戸時代末期の建物を利用したもので、会議、研修、イベント等多目的に利用できる機能を持たせるとともに休憩機能も持たせ、文化と交流の活動拠点とした。「まちつくり酒屋」の名称は「まちづくり」と「造り酒屋」とをかけあわせて命名されたものである。ここでは、宗教活動以外の利用はすべて受け入れている。公共施設の中でも利用規制は特に緩くなっている。利用料は一部屋一時間あたり町内者 100 円、町外者 200 円(冷暖房を用いるときはそれぞれ 5 割増)である。

建物は両方とも 2005 年に国の登録有形文化財に指定された。「まちづくり情報銀行」の建物は 1925 年(大正 14年)の竣工、「まちつくり酒屋」の建物は 1832 年(天保 3年)の竣工である(後者は 1873年(明治6年)に増築)。



「まちづくり情報銀行」・「まちつくり酒屋」配置図 (資料:氷川町)



「まちづくり情報銀行」(左)と「まちつくり酒屋」(右)

② 組織の整備

住民をまちづくりの主役にすべく、「まちづくり情報銀行」開設直後から具体的な活動が開始された。まず全住民に対してアンケート調査を行って住民の要望を把握した上で、14 ある地区毎に地区会議を開催した。その地区会議では、陳情の場にならないよう、はじめに住民による地域の長所短所探しのワークショップを実施し、その上で議論に入った。そのような形ですべての地区で地区会議を開催した。この地区会議が住民自らがまちのことを考える契機となり、その後の更なる地区会議における活動を通じて1998年には「総合振興計画」が住民主体で策定された。

一方、住民が主体的に活動する体制を強化するため、「まちづくり情報銀行」に「支店」(「まちづくり支店」)を設置することとした(1998 年)。その設置は、各地区と町企画調整課との熱心な協議の上に成立した合意形成に基づくものである。

14 ある地区自治会の世帯数は 30~260 とばらつきがあるが、それぞれに「まちづくり支店」を設置した。そして各支店に地区担当委員として行政職員を2名ずつ配置した(任期2年)。行政職員の顔が見えないという声があったため、先進地の例を参考にして配置したものである。

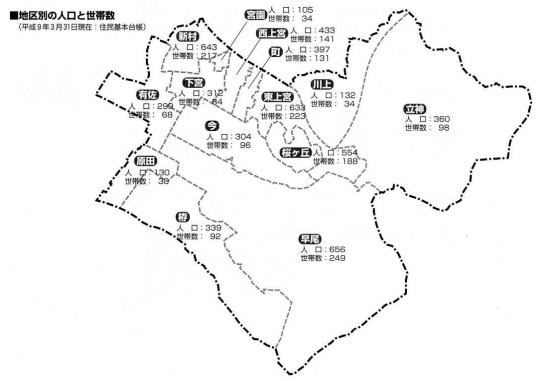
「まちづくり支店」には合計約 130 名の「行員」(「まちづくり推進員」)が勤務している。この「まちづくり推進員」は各地区の住民から選ばれ、その中から支店長、次長を選んでいる。そして年に 6 回「まちづくり支店長会議」を開いている。まちづくりの会議や活動は日曜日や夜間の開催がほとんどであり、参加者はボランティアである。また、まちづくり推進員(各地区5~15名)をメンバーとする「支店会議」を適宜開催している。まちづくり推進員は毎年4月に各地区が名簿を出すことになっている(「まちづくり条例」に基づく)。

以上のような体制整備の結果、まちづくりの組織は「支店長会議 - 支店会議 - 地区会議」 というピラミッド構造になった。

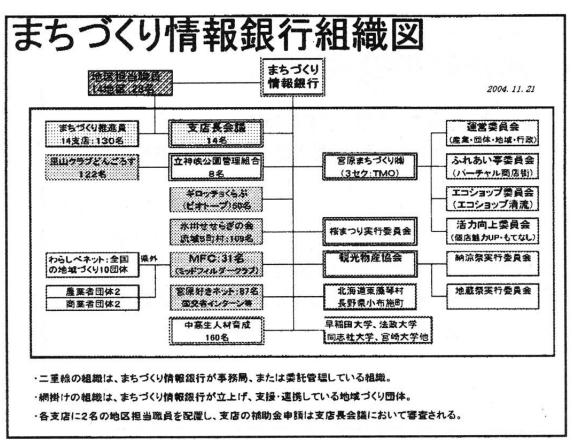
「まちづくり支店」をつくる時は大きな反発があった。そんなに役職をつくって意味があるのかという反発である。しかし地区の自治会は「組織硬直」、「前年踏襲」、「役職員持ち回り」という体質が定着し、形骸化していたという。そのため、古い体質に飲み込まれてしまうとまちづくりが進まないという危機意識が町職員にあった。従来の自治会組織、分館組織と同じになってしまっては意味がない。そう考えてあえて自治会をそのまま使わずに「まちづくり支店」を設けた。このように自治会に一線を引いたことが「まちづくり支店」の成功につながった。

ただし、「まちづくり支店」は地区の自治会の中に設けた。区長を外さずその下に設けたので仕事が円滑に進んでいる。当初は区長を外している地区もありトラブルが発生していたが、2000年に町企画調整課が全部の区に区長を入れるよう要請し、今の体制になった。

「まちづくり支店」は、住民が主体となってやるべきことをやる組織であり、サポートは町企画調整 課が担当している。一方、地区担当職員は行政がやるべきことを進めることが仕事であり、サポート は町総務課が担当している。

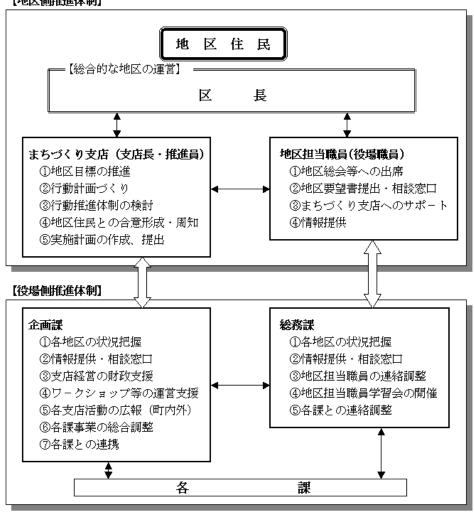


地区別人口と世帯数 (資料:宮原町『小さなまちの大いなる挑戦』1998年)

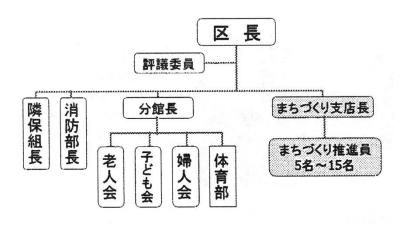


まちづくり銀行組織図 (資料:氷川町)

【地区侧推進体制】



地区における「まちづくり支店」の位置づけ(資料:氷川町)

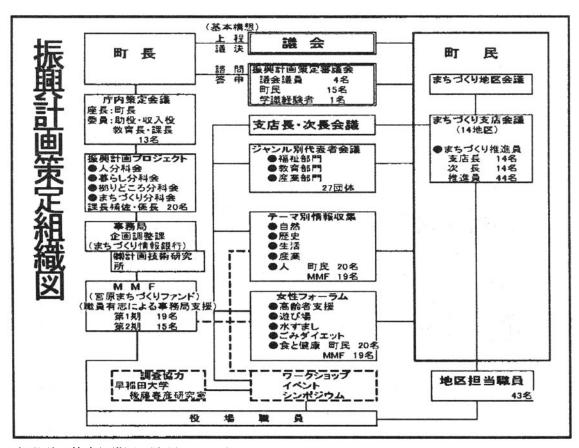


- ・分館長の役目が固定化しており、体育部の活動が主である。
- ・まちづくり支店長(推進員)は、地区のまちづくりとして地区の課題解決に 関わる。推進員は、区長を始め各部や会の代表により構成されている。

地区の組織例 (資料:氷川町)

③ 新総合振興計画の策定

「まちづくり支店」を開設するに先立ち、1998年に徹底的な住民主体で総合振興計画が策定された(宮原町新総合振興計画『小さなまちの大いなる挑戦』、計画期間:1998年~2007年)。その策定の体制は下図のとおりであり、「まちづくり地区会議」は住民全員が対象である(地区の公民館(分館)で開催)。「まちづくり支店会議」はその役員会と位置づけられる。費用は3年間で総額6,000万円を要したが、町のシナリオづくりという名目で県から補助を受けている。



振興計画策定組織図 (資料:氷川町)

計画では、「宮原まちづくり尺度」として、「火の心」「水の心」「里山の心」を打ち出したが、この概念はコンサルを交えた住民との合同プロジェクトの会議の中から生まれたものである(「まちづくり条例」に引き継がれる)。

計画では従来の行政計画のような縦割りの分類(建設、商業、観光等)を排し、「人」「暮らし」「拠りどころ」「まちづくり」の 4 つに分けてそれぞれの具体的施策を記載した。それぞれの項目立ては以下のようになっており、項目を見るだけで計画の主張、宮原の町の人々のまちづくりへの姿勢を感じ取ることができる。

1. 人 - 心を磨き上げよう

●子どもたち一人一人がいきいきと輝く

①子どもたちの心と体の健康がまちを育む ②子どもたちの好奇心と学ぶ心を宮原の風土が鍛える ③子どもたちの個性をまちが見守り続ける ④広がる交流の中で子どもたちの個性を輝かせる

●若者たちがのびのびと活躍する

①若者たちの自由な発想でまちづくりが活性する ②スポンジのように多様な知識を吸収する ③主張をぶつけ合える交流が若者を磨く

●女性が自信を持って社会に参加し元気に輝く

①女性の感性を活かしてまちでの活躍の場が広がる ②女性の元気がまちの産業を支える ③視野を広げる自由な交流が女性の自信を磨く

●高齢者がそれぞれの個性を活かして活躍する

①安心して住み続けられる環境と仕組みをみんなでつくる ②一人一人の経験と知恵を 活かして活躍する ③尊厳が守られて一生をまっとうする

●自立した宮原人が生涯を通じて自らを磨く

①自らの健康を自らでつくる ②生涯を通じて自らを磨き充実した時を過ごす ③一人一人が個性を輝かせそれを認め合い、支え合う ④様々な交流が個性に磨きをかける

2. 暮らし - 環境を磨き上げよう

●全町が魅力的な公園となるようなまちの構造をつくる

①山から海へ、そして都市から都市への動きが交差するまちの役割を果たす構造にする ②宮原の風土と歴史の積み重ねを大切にした土地利用を実現する ③暮らしを心地よく する景観を創造する ④もてなしのある暮らしの公園として中心拠点を形成する

●それぞれの地区の活力を支える環境を創造する

- ①暮らしの中で出会いと交流を演出するみちと水の環境を豊かにする
- ②安心して住み続けられる環境をそれぞれの地区で考え、創造していく
- ③人が集まる地区の拠りどころの環境を磨き上げる
- ④創造した地区の環境を維持していく仕組みを磨き上げる

●暮らしを磨き上げることを大切にした産業活動を推進する

- ①まちの産業が連携して暮らしを支える
- ②町民の豊かな暮らしとつながる農業を進める
- ③生産と消費の間で豊かな暮らしを提案する商工業を進める
- ④宮原の自慢を種に出会いと交流を提案し演出する観光を進める
- ⑤産業の連携が暮らしを磨き上げるための新たな産業を創造する

3. 拠りどころ - 宝を磨き上げよう

①宮原を象徴し町民の誇りとなる立神峡を際立たせる ②宮原の命を育む氷川を際立たせる ③身近な里山を象徴する桜ヶ丘を際立たせる ④歴史の風薫る大王山を際立たせる

4. まちづくり - 支える仕組みを磨き上げよう

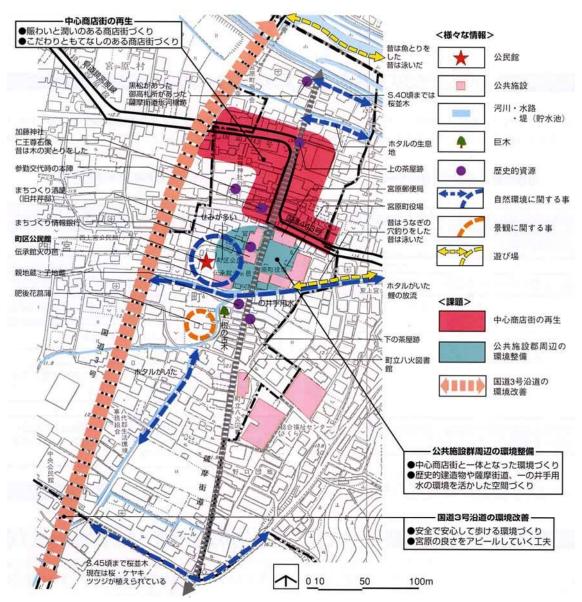
- ●町民の自主的なまちづくり活動がいきいきと輝く
 - ①支店がいきいきと活躍する ②まちづくり情報銀行とまちつくり酒屋が支店を支援し、情報を発信する ③柔軟な重点施策の運用が地区のまちづくりを活気づける
- ●継続的な町民全体のまちづくりを行政が支援する
 - ①支店を中心とした地区のまちづくり活動を支援する地区担当制度を充実する
 - ②重点施策推進の継続的・横断的体制を検討する
 - ③行政施策全般にわたる町民参加の仕組みを検討する
- ●新しいまちづくりの動きに合わせた行財政システムを変革する
 - ①がんばる支店・地区を積極的に支援する助成制度を検討する
 - ②重点施策の効率的推進のための継続的・横断的財政システムを検討する
 - ③施策の進行管理の総合的システムを検討する

以上の計画の後に地区別計画が掲げられているが、その特徴は、「現況-課題-10 年後の目標 -対策」をセットにしているところにある。例えば宮原地区の中心地である「町地区」では、「現況と課題」の中で、「家々の間を流れる一の井手用水(浜殿川)などの水路や街角の大樹は、暮らしの中に潤いを与えてくれます」「これらの歴史や潤いを感じる環境を再認識し、身近で豊かな暮らしの環境をつくり出していこう」と記述されている。あるいは、商店街に関しては、「かつての中心商店街は、町内で暮らす人は言うまでもなく、遠くは泉村や五木村からの人で賑わいを見せており、そこには宮原人ならではのもてなしや商売へのこだわりがありました」「先人達のもてなしや商売へのこだわりを規範とし、身近で便利な商店街を復活させ、賑わいを取り戻そう」と記述されている。

そして、「地区形成の目標」として「歴史と水のまちとして宮原人の自慢となる環境をつくる」「東上宮・西上宮地区と一体で、もう一度広く町外からも人を呼べる商業拠点を形成する」「国道3号沿いを宮原の良さを感じるまちなみにする」「宮原の中心であり、人をもてなす地区としての意識を高める」を掲げ、「具体的に取り組むべきこと」として「役場前公園と横の水路を利用した、子ども達が水遊びできる自然豊かな公園をつくる」「物よりノウハウを活かした商売をしつつ、各お店で自慢の逸品を考える」「まちつくり酒屋を宿泊拠点とし、住民が食事の世話や交流を行う」等が掲げられている。

住民主体で作られた総合計画は以上のような特徴的な内容を持ち、またその印刷物は200ページもありながら大変読みやすくできている。そのため印刷物のニーズは大変多く、1冊1,000円で販売している(ちなみに、カラー版のためコストは1冊1万円かかっているそうである)。

このような総合計画を作成するためには、コンサル丸投げではだめであり、コンサル、行政、住民の三者がそれぞれ汗をかくことが大切である、というのが町役場の考え方である。2006 年度に合併後の新しい総合振興計画を策定する予定になっている。



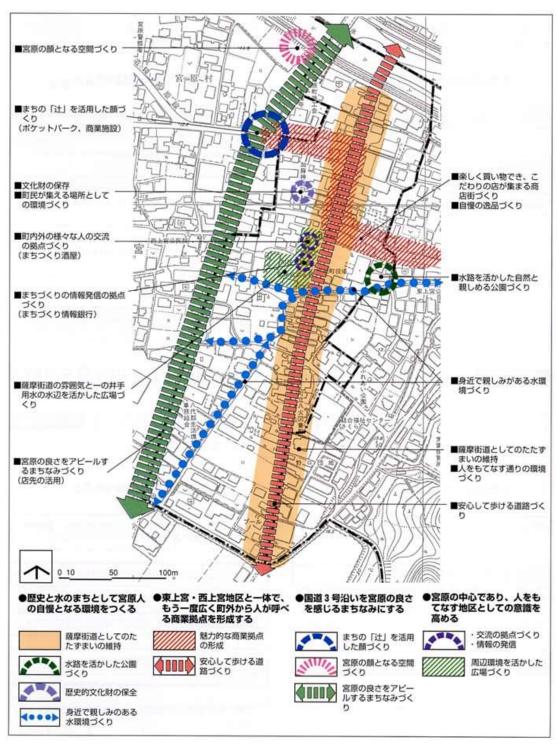
町地区の様々な情報と課題 (資料:宮原町新総合振興計画)







町地区を流れる一の井手用水



町地区の地区構想図 (資料:宮原町新総合振興計画)

④ ワークショップの展開

総合振興計画が策定されるまでの段階を、町役場ではまちづくりの第一段階であったと整理している。その間に町では様々な新たな取り組みが行われた。

まず町職員自らが地区を知るためのワークショップを展開した(コンサルの指導助言を受けた)。 1地区を3~4名が担当して写真を撮り、地域情報地図を作成した。また、KJ法で情報を整理した。 その成果を踏まえ、各地区でまちづくり地区会議を順次開催した。首長による主旨説明のあと、 町職員がワークショップで作成した情報地図を説明し、次いで住民自身によるワークショップを行った。そして、住民自身の手になる情報地図を作成し、情報を共有するために発表会を行った。発表会では寸劇なども交えてわかりやすいプレゼンテーションを行った。

このような過程を経て総合振興計画が策定され、また、まちづくり支店の設置が実現した。

⑤ まちづくり条例の制定

2000年からは「まちづくり条例」の制定に取り掛かった。宮原地区は都市計画区域は無指定であり、そのようなところでまちづくりを本格的に行うためには基になるルールが必要と考えたからである。条例制定では、住民主役型の自治組織や町の支援制度を明確にするとともに、地域の生活環境に大きな影響を及ぼす開発・建築行為などを景観の観点からコントロールする内容を盛り込むことが目指された。町は、住民10名からなる政策課題審議会を設置して条例の検討を開始し、会議(2年間で述べ13回)や先進地視察を重ねた。2001年6月から14の地区会議で条例の説明を行い、12月に原案を作成し、翌年2月にまちづくり住民検討会を開催した。そして同年の9月議会でまちづくり条例が可決され、2003年1月1日から施行されることとなった。

成立した条例の特色 (資料:氷川町)

【策定方法】

①町民参加型で行う(政課審10名:まちづくり支店・商工・農業・建築士・環境)

【全般】

- ②条例全体を総合振興計画と整合させる(理念:火・水・里山の心、計画適合)
- ③「町民参加」の発展型として、自らが取り組む「町民主役」という表現を用いる。

【町民主役のまちづくりの推進】

- ④「まちづくり情報銀行」「まちづくり支店長会議」「まちづくり支店」等を位置付け。
- ⑤規則にて「まちづくり情報銀行に職員を配置するものとする」と人事を規定する。
- ⑥町の資金的支援として「支店経営補助金」を明記する。

【情報共有・計画行政の推進】

- ⑦町民と町の責務として、お互いの情報の共有(制度化が不十分)
- ⑧各種計画の策定段階での町民の参画(散歩道整備・公園計画・公営住宅)

【開発建築行為の手続き】

- ⑨事業者に、計画段階での住民説明会の開催を義務付ける。
- ⑩用途制限で△の場合、地区の2/3の同意がなければ建築できないとする。
- ⑪違反者については、氏名等の公表を行う。

(3) 住民主役のまちづくりの推進

1998 年度に「支店経営補助金」が創設された(総額350万円)。これで各地区におけるとい、モノ、カネが揃ったことになる。この補助金が「まちづくり支店長」が地区の中で活動する際の大きな力になった。この補助金の概要は次表のとおりであるが、その各地区、各事業への配分の審査は支店長会議(会場はまちづくり情報銀行)で行われる。各地区への均等配分ではないので相互に競い合い、知恵を出すことになる。行政側で単価等は一応チェックするものの基本的には住民(の代表)が配分を審査するという仕組みであり、支店長会議で審査したものを町長が決定する。

支店長会議は年6回開催するが、うち3回(5月、9月、12月)が予算査定の会議である。議論の一例を紹介すると、祭で子どもにジュースを配るという案が出たが、それは従来から自治会がやっていたことという理由で却下された。川の浚渫をするという案も出たが、それは受益者負担でやるべきだという理由で却下された。しかし、そこを憩いの場等にするならオーケーということになった。このような議論を通じて、まちづくりとは何かという思考ができるようになった。補助要望案は、この程度の要望なら妥当であろうと出す方が自然と大人の判断をしているということで、町によれば、この点は行政よりもレベルが高いということである。

支店経営補助金を用いてこれまで「納涼祭、ふれあい交流会」(桜ヶ丘支店)、「文化祭、視察研修」(町支店)、「氷川つつじ散歩道づくり(花壇設置)、新村の日交流会」(西上宮支店・新村支店)、「憩いの場づくり(土留め工事、ベンチ・テーブルの設置、桜の植樹)」(原田支店)、「桜の植樹、文化財看板設置」(早尾支店・有佐支店)、「農産物直販所設置(フレッシュ村設立)」(立神支店)、「氷川景観整備事業(ツツジの植栽)、地区防災看板設置」(川上支店)等が行われてきている。

農産物直販所は支店のスタッフと補助金があってはじめてできたものである。農産物は一般の市場には形が揃っているものしか出せないが、不揃いでもいい食材がたくさんあり、それを生かすことができるようになった。景観整備では、行政では年に一度しか草刈ができないが、地区では補助金を使いつつ自分たちが働いて年に3回やっている。「憩いの場づくり」は、公共事業でやると90万円かかる。しかも議会にかけるので完成が8月から9月になってしまう(工事発注から完成まで3ヶ月くらいかかる)。それを、地元の建設業者に指導してもらって30万円でつくることができた。しかも、一ヶ月でつくることができた。事業コストの内訳ではやはり人件費が大きいので、行政の直営ではなく住民主体でやるととても効果が大きくなる(行政職員の手間もあまりかかっていないことを考えると効果はさらに大きい)。

補助金を用いて 14 地区のうち 8 地区が地区の文化祭をやっているが、地区のイベントをやると 子どもに声をかけることができるようになり、子どももあいさつをするようになるので大きな意義がある。 ただし体育祭は参加者が限定されるのであまり推奨していない。

納涼祭のようなソフト的な事業は補助は 3 年間で打ち切るというシステムになっている。同じものに機械的に延々とカネを出し続けるのは望ましくないという考えからである。4 年目からは自治会の金でやってもらう。一方、景観整備のような活動は、公共事業を住民主体で行い、維持管理も住民主体で行っているので、3 年で補助を打ち切ることはしない。これには宝くじ緑化コミュニティ事業の補助金も入っている。2005 年度の支店経営補助金による活動実績は次ページのとおりである。

支店経営補助金の概要と地区別利用実績 (資料:氷川町)

支店経営補助金

〇概要

(平成10年施行)

目的	総合振興計画の地区別計画に基づく、地区形成の目標を 実現するための取り組みを支援し、住民自らが主体的に 地区のまちづくりを進めることを目的とします。
補助対象	・どのような取り組みをおこなうかを検討し、活動計画を作るための経費。 ・活動計画に基づく具体的な取り組みの経費。 複数の支店の連携に対する支援も可能
金額	総額 350 万円
期日	5月10日・9月10日・12月10日
決 定	支店長会議で審査し、町長が決定

○補助対象経費と基準

なお、支店経営補助金 の総枠を超えるような 事業については、財源 は別途検討します

項目	基準
会議費	会議に必要な事務用品、お茶及び茶菓
広報費	紙代・コピー代とし支店だより(新聞)の発行
講師謝礼	補助金総額の50%以内
旅費	宮原町一般職の職員等の旅費に関する条例に基づく
研修費	車借上け費・公共交通費・食事代等とし補助金総額 の50%以内
食糧費	弁当代(500円程度)・ジュース代・食材費とし、補 助金総額の30%以内
その他	事業推進に必要な経費(ソフト事業は3年間のみ)

支店経営補助金一瞥 平成10年~16年

人儿中	口上的心	.FE.	1 19410-						
支店名	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	숨 計	
栫	50,000	36,750	0	245,000	314,500	118,285	517,496	1,282,031	
早尾	174.150	309.883	361.849	243.890	269,265	154,678	294,971	1.808.686	
今	177.610	380,941	203.962	328.083	66,568	148.679	21.621	1.327.464	
B T	249.077	250,000	161,046	206,930	133.822	221.728	147,425	1,370,028	
東上宮	247.291	247.641	206,726	217,168	196,169	398,911	335,005	1,848,911	
桜ケ丘	229,116	158,268	160,788	202,617	ALC HOLL OF STREET			1.457.465	
西上宮	重上宮 229,403		283,322	271.616			196,604	1,951,003	
下宮	213,800	31,117	223,341	175,551	181,345	199,037	329,274	1,353,465	
宫圍	49.818	0	86,100	0	0	96.023	296,178	528.119	
新村	新村 250,000		191,740	165,074	141,685 175,985 186,8		186,815	1,358,193	
立神	立神 91.413		2.149	223.091	159.439 163.708		0	899.469	
川上	131.867	21.000	150,000	249,900	00 124,000 152,300		134,000	963,067	
有佐	74,336	229,365	247,343	236,049	137,975	138,796	0	1,063,86	
原田	250.000	337,750	217,091	313,836	252.635	209,154	572.600	2.153.066	
11	2.417.881	2.613.460	2.495.457	3.078.805	2.966.830	2.615.188	3.177.210	19,364,831	

2005 年度 まちづくり支店活動実績一覧 (資料:氷川町)

地区名	事業内容	補助金額					
栫	・堤環境整備3箇所(植栽管理と草刈り) ・堤の階段下スロープ拡幅・支店だより	227,841					
早尾	・高速道路桜並木管理(草刈り2回)、芝桜植栽(坊屋敷入口) ・早尾わいわい広場維持管理、芝刈り機及び用具倉庫購入 ・支店だより	423,752					
今	・スロープ、手すりの設置(今公民館横憩いの場)・支店だより	151,200					
町	・支店会議	0					
東上宮	・一町田散歩道維持管理(草刈り6回・桜管理3回・生垣剪定) ・芝桜花壇維持管理・支店だより						
桜ヶ丘	・高齢者交流会 ・桜ヶ丘住宅内花壇整備 ・地区公園検討会(設計案協議・コンペ実施)・支店だより	225,591					
西上宮	・氷川つつじ散歩道維持管理(除草作業等6回)及びサザンカ植栽 ・花壇設置(西上宮公民館内)・支店だより	386,063					
下宮	・子どもと高齢者交流会(グランドゴルフ・郷土料理) ・はまどん公園植樹及び樹木管理 ・文化財説明看板設置(馬場通り・お旅所跡)・花壇設置(西福寺前)						
宮園	・花いっぱい運動(花苗とプランター配付、36 世帯) ・世代間交流事業(グランドゴルフ大会) ・交流会「ぜんざい会」の実施・支店だより	106,649					
新村	・世代間交流事業(納涼祭として、コンサート・芸能大会・露店) ・クリスマス電飾の実施・支店だより	234,896					
立神	・立神地区案内看板設置、区内情報案内板設置 2 ヶ所 ・花いっぱい運動(花球根配布) ・休憩所整備(立神駐車場にベンチ・テーブル設置)・支店だより	353,750					
川上	・氷川沿い景観整備事業(ツツジ補植80本・樹木管理・草刈り4回、大堰の上下流700m)・支店だより	151,280					
有佐	・支店会議	0					
原田	・長溝川、銀杏いこいの場環境整備(草刈り・樹木管理) ・銀杏いこいの場フェンス設置工事(L=24m)・支店だより	435,480					
	合計	3,158,490 円					

(4) 情報共有・計画行政の推進

宮原地区では、まちづくりに関する情報を地区住民と共有し、住民と共に作成した計画に基づいて整備している。その一環として、住民自身が計画作成に関わり、完成後は住民自身が維持管理を行うという形の公園整備を行っている。そのさきがけとなったのが1998年に完成した「下宮はまどん公園」である。当時、宮原地区には行政が公園をつくって欲しいという声が多かった。そこで町は1996年に、公園を整備する条件として次の3条件を提示した。

- ① 用地は地区住民が自ら探す
- ② つくり方も地区住民が考える
- ③ 完成後の維持管理は地区住民が行う

この条件の下で各地区に希望を募ったところ、6 地区から手が上がり、最終的に下宮地区の計画が選ばれた。この公園の計画づくりには小中学生も含む老若男女が参加してワークショップを開催し、さまざまな意見の対立(ゲートボール場を設けるか否か、公衆トイレを設けるか否か等)を克服して青写真作成にまでこぎ着けた(面積1,014 ㎡)。それに基づき、時計台、バスケットゴール、にょきにょき棒、東屋を設けた。公園の整備には熊本県の景観整備補助金を利用した。公園の名前は町民が決定し(横を流れる「浜殿(はまどの)川」にちなむ)、住民 200 人の手形や足型などの陶板が公園内のコンクリート部分に埋め込まれた。公園の維持管理は町との契約により下宮地区の住民が行っている。



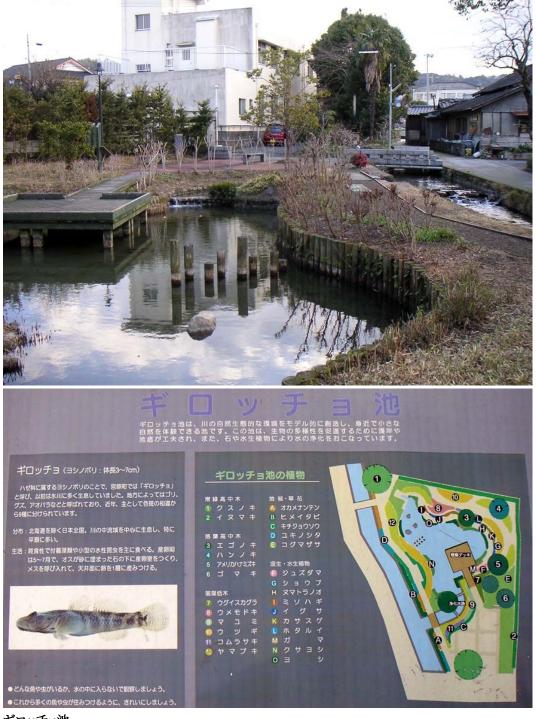
下宮はまどん公園

その後、早尾地区でも同様の条件で「わいわい広場」が整備された。事業費約 400 万円であったが、コンペ方式を採用したこともあり安くて良いものができた(行政が設計せず業者に絵を描かせる)。同広場ではトイレはいらないということであったが、今は簡易トイレを仮に設置している。その清掃は地区住民が行っている。上下水道の基本料金や電気代の 2 分の 1 は行政が負担している。公園は、第 3 号も計画中である。

道路整備に関しても町が地区住民と協議しながら整備を進めている。氷川散歩道(町道)整備 (1998 年~、330m)にあたっては、当初はアスファルト舗装を計画していたが、整備方法を東上宮

地区と1年かけて協議した結果、景観に配慮して透水性舗装とした。「まちづくり東上宮支店」が、 桜の苗木植樹(20本)、ベンチの設置(6台)、草払いを行った。この町道は町内で一番きれいなも のになった。維持管理は地区住民が行っている。

町地区では総合振興計画に「水路を活かした自然と親しめる公園づくり」を掲げたが、1998年か ら町支店が中心になってワークショップを重ね、役場横の水路沿いに「ギロッチョ池」を整備した。

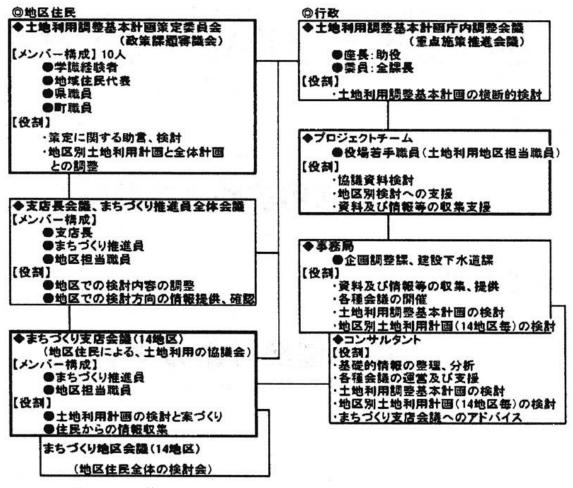


ギロッチョ池

(5) 開発規制

「まちづくり条例」では、計画行政推進の一環として、「町は、土地の利用に関して、まちづくりの理念に基づいた土地の利用の基本となる計画(以下「土地利用調整基本計画」という。)を策定し、その計画に適合するように努めなければならない」と規定されている(第23条)。そして、「町は、土地利用調整基本計画の策定において、各地区のきめ細かい土地利用動向を踏まえ、地区住民の意向を十分に反映させるように努めなければならない」と規定されている(同条第2項)。

住民の意向を十分に反映する仕組みとして、以下の策定組織が設けられ、地区別地図の作成等の作業を経て、2000年に土地利用調整基本計画が策定された。



土地利用調整基本計画•策定組織 (資料:氷川町)

土地利用調整基本計画では町全域を次に示す 13 ゾーンに分け、そのゾーンごとに次表の用途 基準を設定した(まちづくり条例施行規則別表第 2、なお別表 1 ではゾーンごとに高さ等の形態を 規定している)。用途制限の場合、通常は〇か×かであるが、この表には△がある。△とは、地区の 同意があればよいという扱いである(まちづくり支店会議の同意、条例第 29 条第 4 項)。その場合、 まちづくり支店会議の構成員の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない(施行規則第 15 条第 2 項)。

土地利用調整基本計画の13ゾーン(資料:氷川町)

○ 中心部活性化ゾーン ○ 田園環境共生ゾーン 一 中心拠点形成ゾーン 新しいまちなか居住提案ゾーン 田園集落環境保全ゾーン 営農環境保全ゾーン 暮らしやすい環境創造ゾーン ■ 里地環境共生ゾーン 火の国みやはら風景象徴ゾーン 里山集落保全ゾーン 薩摩街道歴史のまちなみ形成ゾーン - 里山環境保全・創造ゾーン - 拠りどころ育成・強化ゾーン | 氷川河川環境保全・育成ゾーン 山林保全・育成ゾーン 九州自動車道沿道環境強化ゾーン

開発建築行為の用途制限表 (資料:氷川町)

開	発建築	土地利用調整基本計画で定めるゾーン (土地利用調整基本計画図) 活行為の用途	田園集落環境保全	姓 営農環境保全ゾーン	里山集落保全ゾー	贖 里山環境保全・創造生	拠どころ育成・強	林保全・育成ゾー	φį	地 新しいまちなか 居住提案ゾーン	暮らしやすい環境創造ゾーン	火の国みやはら風景象徴 ゾーン	薩摩街道歴史のまちなみ 形成ゾーン	氷川河川環境保全・育成ゾーン	D動車道沿沿	備考
	一般住宅((戸建て)	0	×	0	Δ	×	×	0	0	0	0	0	×	×	
居住用施設	アパート・	マンション	Δ	×	Δ	Δ	×	×	0	0	0	0	Δ	×	×	
5	学校		Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	×	0	0	0	0	0	×	×	
文教施設	図書館・美	術館・博物館等	0	Δ	0	0	Δ	×	0	0	0	0	0	×	×	
	研修施設·	宿泊施設等	0	Δ	0	0	Δ	×	0	0	0	0	0	×	×	
宗教施設	神社、寺院、教会等		Δ	×	Δ	Δ	Δ	×	0	0	0	0	Δ	×	×	
医療福祉	老人福祉施	設等	0	Δ	0	0	Δ	×	0	0	0	0	0	×	×	
施設	病院、診療所		0	Δ	0	0	Δ	×	0	0	0	0	0	×	×	
集会施設	公民館、地	区住民交流施設	0	Δ	0	0	Δ	×	0	0	0	0	0	×	×	
	一般の店舗	日用品・身の回り品・食料品などの小売り店舗	Δ	×	Δ	Δ	×	×	0	0	0	0	0	×	×	
		スーパー、コンビニ等(店舗面積500㎡未満)	Δ	×	Δ	×	×	×	0	0	0	0	×	×	×	
		大規模小売り店舗 (店舗面積500㎡以上)	×	×	×	×	×	×	Δ	Δ	×	×	×	×	×	
		飲食店・レストラン	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	×	0	0	0	0	0	×	×	
		ガソリンスタンド	×	×	×	×	×	×	Δ	Δ	Δ	Δ	×	×	×	
商業施設	事務所	住宅併用の事務所	Δ	×	Δ	Δ	×	×	0	0	0	0	0	×	×	
		一般の事務所	Δ	×	Δ	Δ	×	×	0	0	0	0	0	×	×	
	ホテル、旅館		Δ	×	Δ	Δ	×	×	0	Δ	Δ	0	Δ	×	×	
	風俗営業施設		×	×	×	×	×	×	Δ	Δ	Δ	Δ	×	×	×	
	性風俗関連特殊営業施設		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	グラウンド、運動場等		Δ	Δ	Δ	Δ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
運動施設	ボーリング、スケート、水泳、ゴルフ練習、バッティング練習場等		×	Δ	×	Δ	×	×	Δ	Δ	Δ	Δ	×	×	×	
	農業用倉庫		0	0	.0	0	×	×	×	×	Δ	0	0	×	×	- 8
農業関連	農業出荷施設		0	0	0	0	×	×	×	×	Δ	0	0	×	×	
施設	農業生産加工施設			0	0	0	×	×	×	×	Δ	0	0	×	×	
	畜舎		Δ	Δ	Δ	Δ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
工場	危険性や環境悪化の恐れが少ない工場		×	×	×	×	×	×	Δ	Δ	Δ	0	×	×	×	
	危険性や環境悪化の恐れがある工場		×	×	×	×	×	×	×	×	×	Δ	×	×	×	
倉庫等	倉庫業を営む倉庫(業務用倉庫)		×	×	×	×	×	×	Δ	Δ	Δ	Δ	×	×	×	
	駐車施設(付属駐車施設を除く)		×	×	×	×	Δ	×	0	0	0	0	×	×	×	
	資材置場施設		×	×	×	×	×	×	Δ	Δ	Δ	Δ	×	×	×	
	トラックターミナル等の運輸施設		×	×	×	×	×	×	×	×	×	Δ	×	×	×	
	產業廃棄物処理施設等		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
土石等の	採取		×	×	×	Δ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	- 8

用途制限の凡例 〇: 開発建築行為 可 Δ: 開発建築行為可だが、条件か何くもの(地区の同意) ×: 開発建築行為 不可

事業者は、以下の基準に当てはまる開発建築行為をしようとするときは、土地利用調整基本計画及び開発建築行為の用途制限に適合するよう努めなければならない(条例第 26 条)。この基準で特に重要なのは、高さを規定していることである。景観を守る場合、この高さの規定がポイントになる。

まちづくり条例が規定する開発建築行為の適用基準(資料:氷川町)

事前協議

- ·500m以上の開発行為
- ・土採りで、1.5mを超える盛土・切土を生ずるもの
- · 建築面積が200m以上の建築物等
- ·高さが10m以上又は3階建て以上の建築物等

事前届出

- ·廃棄物置場、資材置場
- ·屋外広告物
- ·10m以上の物品の販売を目的とする施設
- ・小規模でも好ましくない、環境に影響を与えるもの

※ 専ら自らが居住するための住宅は除く

開発基準(規則)

建築物の用途制限 (規則)

建築物の形態基準 (高さ・容積・建ペい について) (開発基準)

開発建築行為の手続きは次ページの表のようになっており、住民の判断を重視するシステムになっている。これまでこの手続きの対象になったものは 8 件あるが、それらは全て住民の意向を尊重して計画が変更されている。例えば、以下のような変更があった。この案件の場合、地区は 2 階建てを主張したが、両者が歩み寄って 3 階建てになった。これは、商業施設であるが、町もホームページに掲載するなどして PR 活動に協力している。

建築計画の変更例 (資料:氷川町)

①階数 4階建て-3階建て

②高さ 10m以上-9.95m

③屋根 スラブ状ー傾斜屋根

④植樹 なし — もっこく60本

⑤舗装 普通舗装 - 透水性舗装及び浸透桝

⑥消火栓 なし - 地上式消火栓設置

⑦壁面広告 2面 - 1面のみ。大きさを10%縮小。ネオンサインは

稲小。イオンサイ 緑系を使用。

⑧柵の高さ 1.2m-1.5m(民家側)

⑨道路使用 工事中は通学路を使用しない

開発建築行為の手続きの流れ (資料:氷川町) 地区住民 事業者 町長 inverse V 事前相談 条例に基づく説明 (手続き、計画適合) 事前協議申請 事前公開(標識の設置(申請後7日以内)) 協議 まちづくり支店会議 (区長は支店長と相談の 事業の説明を行う 上、近隣関係者及びその 区長 他必要と認める人を加 説明会の報告 えて支店会議を招集す ることができる。) 意見・提案 必要に応じて 同意 (△について) 協議 必要に応じて事業説明を行う まちづくり地区会議 庁内審査会 審査結果の報告 (計画適合) 町長が必要と認めた 場合は諮問 まちづくり審議会 答申 (計画適合) 指導・勧告 (計画適合) 指導・勧告に基づく 措置の報告 意見書の提出 (勧告に基づく措置確認 勧告に基づく措置 ★協議の継続 が不十分なため協 議が整わない 協議継続の請求 協議終了の通知 締結 遵守 締結 ▶協定 協 定 ◆ …… 協定 遵守 工事着手の届け出 実施状況・資料の提出 立入調査・指導 工事の中断・廃止の届け出 環境保全上必要な措置の指導 工事完了の届け出 完了検査 是正指導·勧告 遅滞なく公告 工事完了の公告

24

(6) TMO の設立

激しい衰退傾向にあった中心商店街を再生させるため 1997 年度に「宮原町中心商店街再整備計画」が策定され、ハード、ソフト両面の整備方針、実施方針が示された。それに基づき、1999 年度から「まちづくり総合支援事業」及び「優良建築物等整備事業」を活用した商店街のハード整備が進められている。一方、ソフト事業では商工会青年部による WEB 商店街「ふれあい亭」(高齢者配達システム)や女性部による「エコショップ清流」(空き店舗を活用したエコ商店街化拠点)が開設されている。このような活動を総合的にマネジメントする目的で 2003 年に TMO「宮原まちづくり株式会社」が設立され、まちつくり酒屋を拠点に活動を開始している。資本金は 1,000 万円であり、そのうち 500 万円は町が出資したが、別途、運営費として毎年 380 万円補助している。TMO の活動に関しては今のところ目だった成果は出ていないようであるが、人と金とはその活動にかなり割かれているとのことである。まちづくり条例が住民主導で行っている一方、中心市街地活性化は行政主導になっており、両者の乖離の問題もあるようである。

5. 特徵的手法

まちづくり全般を徹底した住民主体の基で行っているのが何よりの特徴である。住民主体とするために、施設整備、組織整備、制度整備、計画整備等、あらゆる面で先進的な取り組みを行っている。「小さな町の大いなる挑戦」という総合振興計画のキャッチフレーズが、その取り組みの自信を示している。

まちづくり支店の組織を整備し、補助制度を設けて自律的なまちづくり活動を促進したことは、行政の負担を減らすという効果ももたらしている。そのような仕組みを条例に位置づけたことにより、今後、合併や行政組織の変更があった場合でも、住民主体のまちづくり体制を持続的に確保していくことができると町では考えている(八代市との広域合併の話を見合わせたのは、その前に小さなまちの体制を確立しておく必要があると判断したためとのことである)。

開発建築行為の規制に関しては、これまでのところ苦情もなく円滑に計画変更が行われてきて おり(高さ、屋根形状、色、防災設備、緑化等)、それによって生活環境や景観を守ることができて いる。

6. 課題

住民主役のまちづくりを進めていく上で、支店長の人材をいかに確保するかが課題である。役員 交代がスムーズにいかないことがある。

支店経営補助金の制度により住民主体でレベルの高い景観形成を行ってきたが、その維持管理費が補助金の使途をしばるようになってきている。

開発建築行為の規制に関しては、強制力がないことによる不安定さがある。また、事務手続きに専門知識が必要になり、町職員の事務負担が大きくなっている。地区の同意が必要な場合、その大きな権限が地区にとって負担になることもある。

ハード整備に関しては、広場や駐車場はもう要らないので店舗を誘致してほしいという声がワークショップで大きかった。現在、街の中ではシャッターがどんどん増えている。地元スーパーは 3 店あるが日曜日は閉めており、うち 1 店は存続か撤退かの検討がなされている。このような状況下で

まちを活性化する場合、共同店舗方式はリスクが大きくなるが(1店抜けると残った店の共益費の負担が大きくなるので)、チャレンジショップのようなものが入ったテナント・ミックス型の商業施設はぜひ必要であると町では考えている。インフラが整備されても店舗が減り続けているのが現状であり、道路ができても店がなくなることを心配する声が出ている。

(参考・引用文献)

旧宮原町ホームページ

氷川町ホームページ

宮原町『小さなまちの大いなる挑戦』1998年

八甫谷邦明『まちのマネジメントの現場から 自己変革するまちづくり組織』学芸出版社、2003 年 宮原好きネット編『まちづくりの伝道師達』第一法規、2005 年